

人事行政の運営等の状況

令和5年9月

群馬県

第1 職員の任免及び職員数に関する状況（令和4年度）

1 採用者数の状況

区 分	競争試験	選考考査	合 計
知事部局等	153	246	399
企 業 局	10	18	28
病 院 局	0	80	80
教育委員会	16	434	450
警 察	109	40	149
合 計	288	818	1,106

※知事部局等 知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局に勤務する職員をいう。

2 退職者数の状況

区 分	定 年	勸 奨	普 通	その他	合 計
知事部局等	150	20	233	8	411
企 業 局	10	0	2	0	12
病 院 局	21	6	40	5	72
教育委員会	550	86	100	171	907
警 察	74	3	71	18	166
合 計	805	115	446	202	1,568

第2 職員の人事評価の状況（令和5年度）

○相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職員（常勤職員等）

区 分	概 要
知事部局等 企業局 病院局 教育委員会 (教職員を除く。)	○能力評価・・・日常の業務遂行やプロセスの中で、評価項目に挙げる期待行動が持続的にとられているかどうかを通じ、発揮した能力の有無や度合いを評価 ・評価基準日 令和5年12月1日 ・評価期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ○業績評価・・・期待行動（能力）を通じ、挙げた業績の有無や度合いを評価・目標管理制度を用いて実施
教育委員会 (教職員のみ)	○能力評価・・・評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職員が職務遂行の過程で発揮した能力を評価 ・評価基準日 令和5年12月1日 ・評価期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ○業績評価・・・職員が設定した目標の達成状況及び取組状況を評価 ・評価基準日 令和6年2月1日 ・評価期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
警 察	○能力評価・・・評価項目に照らし、職員が職務遂行中に発揮した能力の程度を評価 ・評価基準日 令和5年12月1日 ・評価期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ○業績評価・・・職員が設定した目標の達成状況及び取組状況を評価 ・評価期間 令和5年4月1日から同年9月30日まで ・評価期間 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

○会計年度任用職員

区 分	概 要
知事部局等 企業局 病院局 教育委員会	評価基準に基づき、能力評価及び業績評価を実施 ・評価基準日 任用期間の満了する日から起算して1月前の日 ・評価期間 会計年度任用職員の任用期間
警 察	評価基準に基づき、能力評価及び業績評価を実施 ・評価基準日 令和5年12月1日 ・評価期間 会計年度任用職員の任用期間

第3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 1,930,976	千円 945,817,362	千円 31,650,682	千円 216,016,757	% 22.8	% 21.7

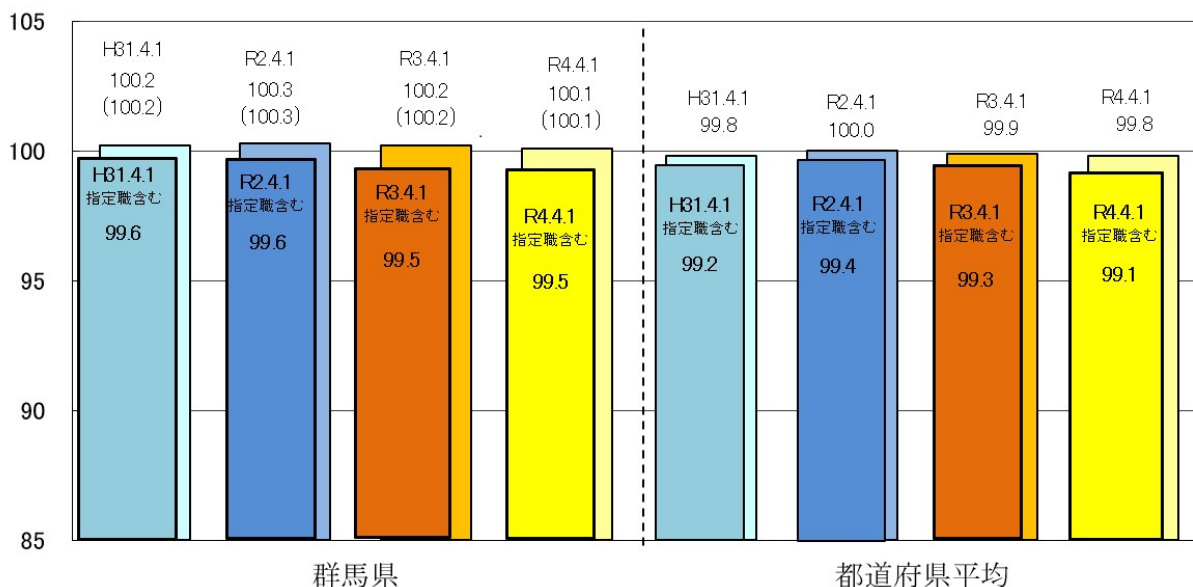
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考①) 一人当たり給与費 (B)/(A)	(参考②) 都道府県平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和4年度	人 24,016	千円 96,321,123	千円 17,913,132	千円 38,345,204	千円 152,579,459	千円 6,353	千円 6,821

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数及び都道府県平均一人当たり給与費は、令和4年4月1日現在の人数及び金額である。
 3 一人当たり給与費は、人件費の決算額を正規職員数で除して算出したものであるが、人件費には再任用短時間勤務職員分の給与も含まれている（※職員数には再任用短時間勤務職員は含まれない）ことなどから、いわゆる平均給与額（年収）を示すものではない。
 4 参考②は、令和3年度地方財政状況調査による。

(3) ラスパイレス指数等の状況

① ラスパイレス指数の状況



※ 括弧書きは、地域手当補正後のラスパイレス指数

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数であるが、ラスパイレス指数はあくまでも給料月額（基

本給)のみを基礎として算出されるものであり、毎月支払われる諸手当については除かれた給与比較指標である。

2 括弧書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+本県の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 「指定職含む」の値は、比較している国家公務員の人員及び給料水準について、行政職俸給表(一)適用職員の他に指定職俸給表適用職員を合算し、ラスパイレス指数を算出した場合の値である。

※ 指定職俸給表適用職員(国における本府省の部長等以上の官職を占める職員)はラスパイレス指数の比較における国家公務員の人員及び給料水準の算定基礎には含まれない。一方で、地方公共団体については部長等を含む全ての一般行政職を算定基礎としてラスパイレス指数を算出していることから、指定職俸給表適用職員を算定基礎に含めて試算したものである。

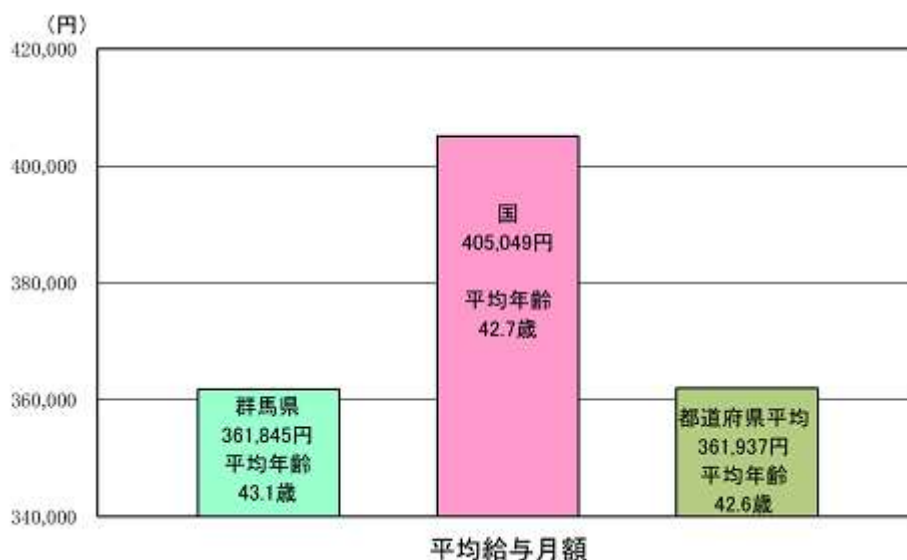
(参考) 国の指定職俸給表の俸給月額(令和4年度)

1号俸の俸給月額	最高号俸の俸給月額
706,000円	1,175,000円

※令和4年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている理由等

・昇給日が異なる(国:1月1日 本県:4月1日)ことに加え、職員構成の違い等が影響していると考えている。

②平均給与月額(一般行政職)の状況



(注) 1 「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の時間外勤務手当、特殊勤務手当等の支給額が非公表であることから、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出した平均給与月額(給料月額と諸手当の合計)である。

2 平均給与月額については、「2 職員の平均給与月額、初任給等の状況」を参照のこと。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定率)		
令和4 年度	円 370,958	円 370,302	656 円 (0.18%)	0.17%	0.17%	0.3%

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合(A)	公務員の 支給月数(B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定月数)		
令和4 年度	月 4.40	月 4.30	月 0.10	月 0.10	月 4.40	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
 (内容) 国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表の給与月額を平均2%(最大4%程度)の引下げ。激変緩和のため、平成30年3月31日まで経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 県内一律2.5%を支給
 (実施時期) 平成28年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
群馬県	43.1 歳	330,200 円	408,999 円	361,845 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
都道府県平均	42.6 歳	320,171 円	411,612 円	361,937 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
群馬県	55.0 歳	64 人	352,600 円	381,453 円	371,755 円
うち学校給食員	—	8 人	351,400 円	377,600 円	366,933 円
うち用務員	—	51 人	354,100 円	382,687 円	374,251 円
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円
都道府県平均	53.8 歳	165 人	313,167 円	367,801 円	344,216 円

区 分	民 間			参 考 (A) / (B)
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
群馬県	—	—	—	—
うち学校給食員	調理士	44.4 歳	256,700 円	1.5
うち用務員	用務員	49.1 歳	236,600 円	1.6
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	(C) / (D)
群馬県	—	—	—
うち学校給食員	6,197,400 円	3,408,900 円	1.8
うち用務員	6,267,644 円	3,187,900 円	2.0

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（企業規模10人以上、短時間労働者を除く常用労働者について集計したもの）を使用している（平成31年度から令和3年度までの3か年平均）。
- ※ 民間データのうち群馬県「うち用務員」の数値は、全国計のデータである。
- ※ 「常用労働者」とは、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」並びに「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者」を含むものである。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額（公務員においては、令和4年4月1日現在）を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 職員数が3人以上の主な職種について記載している。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
群馬県	45.9 歳	382,300 円	434,089 円
都道府県平均	44.8 歳	370,141 円	431,828 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
群馬県	43.3 歳	361,700 円	403,732 円
都道府県平均	42.1 歳	354,106 円	409,261 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
群馬県	38.4 歳	323,700 円	434,763 円	350,781 円
国	41.4 歳	320,437 円	—	379,615 円
都道府県平均	38.8 歳	325,987 円	465,679 円	374,920 円

(注) 1 職員の平均年齢、職員数、平均給料月額、平均給与月額及び平均給与月額（国ベース）については、令和4年4月1日現在のものである。

2 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	190,200 円	182,200 円
	高 校 卒	157,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	153,500 円	—
	中 学 卒	—	—
高等学校教育職	大 学 卒	212,400 円	—
	短 大 卒	187,700 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	212,400 円	—
	短 大 卒	190,600 円	—
警 察 職	大 学 卒	222,700 円	211,400 円
	高 校 卒	191,300 円	173,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	280,838 円	361,023 円	385,218 円	398,715 円
	高 校 卒	232,964 円	299,825 円	361,936 円	379,986 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—

	中 学 卒	—	—	—	—
高等学校	大 学 卒	300,335 円	385,176 円	408,123 円	419,929 円
教育職	短 大 卒	—	—	368,140 円	(29年)364,657 円
小・中学校	大 学 卒	304,555 円	381,130 円	400,239 円	412,107 円
教育職	短 大 卒	—	(19年)355,429 円	—	(31年)401,025 円
警察職	大 学 卒	283,685 円	385,394 円	412,208 円	419,105 円
	高 校 卒	261,827 円	345,991 円	383,150 円	404,936 円

(注) 該当職員が5人以下の区分については、記載なし(近似の経験年数も同様)。

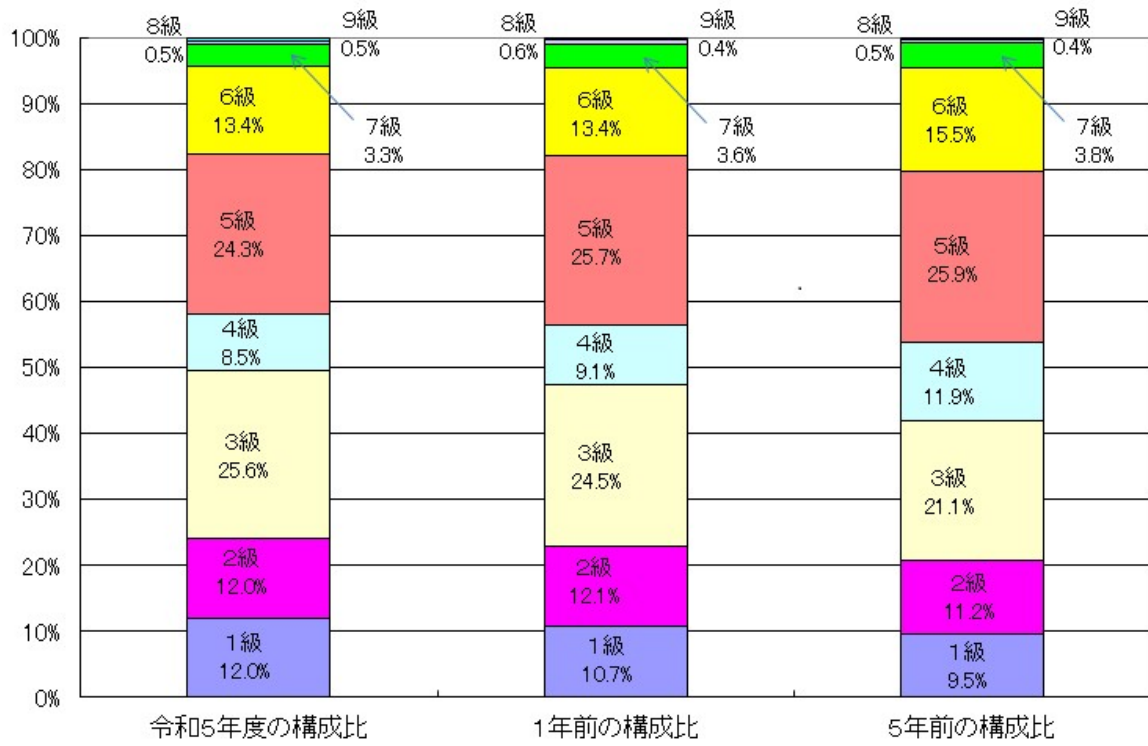
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

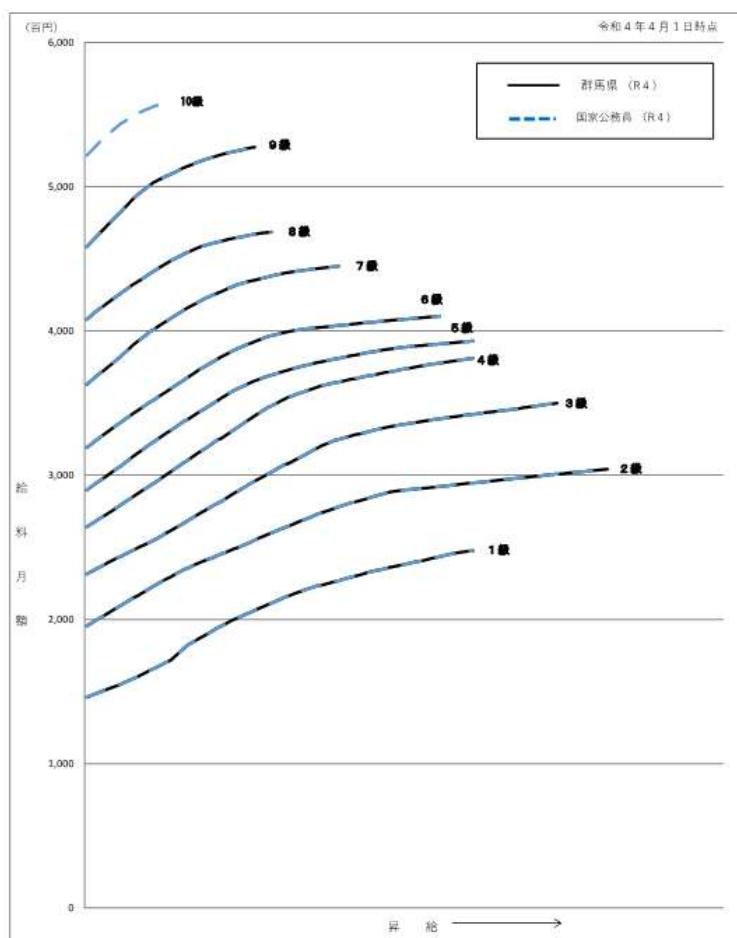
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	552 人	12.0 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主事、技師	551 人	12.0 %	198,500 円	304,200 円
3 級	主任、副主幹	1,180 人	25.6 %	234,400 円	350,000 円
4 級	主幹、係長	391 人	8.5 %	266,000 円	381,000 円
5 級	補佐	1,119 人	24.3 %	290,700 円	393,000 円
6 級	次長	617 人	13.4 %	319,200 円	410,200 円
7 級	課長	151 人	3.3 %	362,900 円	444,900 円
8 級	局長	24 人	0.5 %	408,100 円	468,600 円
9 級	部長	22 人	0.5 %	458,400 円	527,500 円

(注) 1 群馬県職員の給与に関する条例(昭和26年群馬県条例第55号)に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
	イ 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績 がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分	—	—	—	—
標準、下位の区分	—	—	—	—
標準の区分のみ（一律）	—	—	—	—
ロ 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

群	馬	県	国
一人当たり平均支給額（令和4年度）			—
1,641 千円			
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)		(令和4年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理監督者加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理監督者加算 10～25%	

(注) 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率	—	—	—	—
標準、下位の成績率	—	—	—	—
標準の成績率のみ（一律）	—		—	
ロ 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

群	馬	県	国
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）
一人当たり平均支給額			
2,183 千円 16,840 千円			

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		2,581,166 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		107,396 円	
支給対象地域	支給率	支給率（国の制度）	支給対象職員数
東京都特別区	20 %	20 %	26 人 (34 人)
大阪府大阪市	16 %	16 %	2 人 (2 人)
埼玉県さいたま市等	15 %	15 %	1 人 (4 人)
上記以外の県外市町村	—	—	2 人 (3 人)
群馬県高崎市	2.5 %	6 %	424 人 (3,811 人)
群馬県前橋市、太田市、渋川市	2.5 %	3 %	3,129 人 (10,375 人)
上記以外の県内市町村	2.5 %	0 %	1,140 人 (9,850 人)
医師・歯科医師	16 %	16 %	(24 人)
平均支給率	2.5 %	2.5 % (2.3 %)	—

- (注) 1 「支給対象職員数」のうち、上段は一般行政職の職員数、下段括弧書内は全職種の職員数である。
- 2 「支給率」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し本県の支給率で支給した場合の加重平均の支給率である。また、「支給率（国の制度）」の欄の平均支給率は、支給対象職員（上段、下段の別はそれぞれ平均支給率の別と同じ）に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		1,185,628 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		143,452 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		34.4 %
手当の種類（手当数）		49
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	①県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等職員 (②を除く。)	(月額) 12,300 円～18,000 円
	②県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等職員 (管理職員)	(日額) 410 円～480 円
	③県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等以外の職員	(日額) 860 円
教育指導手当	①実技による教育訓練の指導に従事する消防学校職員	(日額) 280 円又は380 円

	②職業訓練の指導に従事する産業技術専門校の職業訓練指導員	(月額) 給料月額の4%又は10%
	③農林業技術に関する教育又は研修に従事する農林大学校の普及指導員等	(上限30,000円)
社会福祉業務手当	福祉に関する業務に従事する保健福祉事務所等職員	(月額) 220円～430円
防疫等作業手当	感染症又は家畜伝染病に係る防疫作業等に従事する職員 ※ 新型コロナウイルス感染症対応業務	(月額) 290円～760円 ※ (月額) 580円～4,000円
精神保健業務手当	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく立会い等の業務に従事する職員	(月額) 600円
夜間看護等手当	深夜に行う看護、介護等業務に従事するしろがね学園職員	(勤務1回) 2,400円～3,700円
犬等取扱作業手当	犬等の捕獲・処理等の業務に従事する職員	(月額) 400円
環境衛生検査等業務手当	し尿処理施設等の立入検査等の業務に従事する職員	(月額) 250円又は650円
種雄豚等取扱手当	種雄豚の自然交配等に係る業務に従事する畜産試験場又は浅間家畜育成牧場職員	(月額) 230円又は270円
獣医師業務手当	①家畜に関する試験研究等業務に従事する畜産試験場又は浅間家畜育成牧場の獣医師	(月額) 11,000円又は12,000円
	②BSE検査のための検体採材業務に従事する職員	(月額) 1,350円又は760円
繭糸技術業務手当	繭糸に関する煮繭等の業務に従事する職員	(月額) 150円又は200円
特殊自動車運転業務手当	特殊自動車を運転する業務に従事する職員	(月額) 280円又は420円
爆発物等取扱手当	火薬類の製造施設等の保安検査等に従事する職員	(月額) 230円又は290円
用地取得等交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(月額) 650円又は700円
特殊現場業務手当	①高所、深所等での検査、監視等業務に従事する職員	(月額) 200円～600円
	②自然解説に関する業務に従事する職員	(月額) 給料月額12%
航空業務手当	航空機の搭乗に関する業務に従事する職員	(1時間) 1,900円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する交替制勤務職員	(勤務1回) 730円又は1,100円
兼務手当	正規の勤務時間外において昼間又は夜間の課程の職員が別の課程の授業に従事する場合	(授業1時間) 1,730円又は1,860円
産業教育実習手当	正規の勤務時間外において産業教育実習に関する特殊業務に従事する職員	(勤務1回) 2,450円又は4,900円

通信教育手当	正規の勤務時間外において通信教育の添削又は面接指導業務に従事する職員	(レポート1枚) 186円 (授業1時間) 1,860円
入学者選抜手当	正規の勤務時間外において入学選抜に関する業務に従事する職員	(1時間) 600円
夜間課程本務手当	夜間課程を本務とする職員(教育職員を除く。)	(日額) 250円
非常災害時等緊急業務手当	週休日等において学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事する職員	(日額) 7,500円~16,000円
修学旅行等指導業務手当	泊を伴う修学旅行等で児童生徒を引率して行う指導業務に従事する職員	(日額) 5,100円
対外運動競技等指導業務手当	泊を伴うもの又は週休日等における運動競技等で児童生徒を引率して行う指導業務に従事する職員	(日額) 5,100円
部活動指導業務手当	週休日等の部活動指導業務に従事する職員	(日額) 2,700円
有害物取扱手当	毒物等を取り扱う農業学科の実習業務に従事する職員	(日額) 230円
教育業務連絡指導手当	主任等として教務等に関する業務についての連絡調整・指導助言に当たる職務の者が担当業務に従事した場合	(日額) 200円
多学年学級担当手当	小・中学校の2以上の学年をもって編成した学級を担当する職員が授業・指導業務に従事する場合	(日額) 290円(2学年) 350円(3学年)
他校兼務手当	本務として勤務する学校以外の学校に勤務する職員	(日額) 500円
刑事作業手当	私服で犯罪の捜査、被疑者の逮捕等の業務に従事する職員	(日額) 520円
鑑識作業手当	鑑識、鑑定、凶化等の業務に従事する職員	(日額) 300円又は520円
交通取締用自動車等運転手当	交通取締用の自動車等の運転業務に従事する職員	(日額) 390円又は520円
看守作業手当	留置人の看守業務又は被疑者の護送の作業に従事する職員	(日額) 200円又は340円
爆発物取扱等作業手当	①火薬類の製造施設等の立入検査等に従事する職員	(日額) 290円
	②特殊危険物質等に対して行う鑑識等の作業に従事する職員	(日額) 4,600円
	③特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業に従事する職員	(日額) 250円
	④特殊危険物質の製造過程を解明するための実験に従事する職員	(日額) 460円
死体処理手当	死体の取扱等作業に従事する職員	(死体1体) 1,600円又は3,200円
交通捜査等作業	交通事故、交通違反等の捜査業務等に従事する職員	(日額) 310円~570円

手当		
警ら手当	警ら作業に従事する職員	(日額) 300 円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する交替制勤務職員	(勤務 1 回) 730 円又は 1,100 円
青少年補導手当	青少年の非行防止のための街頭補導業務に従事する職員	(日額) 280 円
爆弾処理手当	爆発物の識別、運搬、解体等の処理業務に従事する職員	(処理 1 件) 4,600 円
遭難救助手当	①山岳遭難者の捜索救助の業務又は重大な災害における災害警備、遭難救助等の業務に従事する職員	(日額) 500 円～4,600 円
	②東日本大震災、特定大規模災害に係る作業に従事する職員	(日額) 660 円～40,000 円
緊急呼出業務手当	突発的事件等の処理業務のため正規の勤務時間外に緊急呼出しにより勤務を命じられ、当該業務に従事する職員	(勤務 1 回) 1,240 円
潜水作業手当	潜水器具を着用して潜水業務に従事する職員	(日額) 500 円
航空作業手当	①航空機の整備作業を行う業務に従事する職員	(日額) 1,050 円
	②航空機の操縦作業、搭乗して行う捜索等の業務に従事する職員	(1 時間) 1,900 円～6,630 円
	③飛行中の航空機からの降下作業業務に従事する職員	(日額) 500 円又は 870 円
核物質輸送警備手当	核物質輸送車両を先導し、又は追従する警備業務に従事する職員	(日額) 640 円
身辺警護等作業手当	皇族の側近警備等業務に従事する職員	(日額) 640 円又は 1,150 円
銃器等犯罪捜査従事手当	防弾装備を着装し、武器を携行して行う犯人逮捕等の業務に従事する職員	(日額) 260 円～1,640 円
新型コロナウイルス感染症対応作業手当	①新型コロナウイルス感染症の患者等に対して行う犯罪捜査、逮捕、保護、看守・護送、死体処理に従事する職員	(日額) 3,000 円
	②新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して行う作業等に従事する職員	(日額) 4,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	3,685,961 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	422 千円
支給実績（令和3年度決算）	3,689,692 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	424 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 3,500～6,500 円 2 子 10,000 円 3 その他の扶養親族 3,500～6,500 円 4 特定年齢にある子 一人5,000 円加算 ※「1及び3」は、行政職給料表9級適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 2,253,061	円 253,866
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 (上限28,000円) ※家賃16,000円を超える場合に限り。	同じ	—	千円 1,289,233	円 302,140
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 1 交通機関を利用する場合 運賃等相当額を全額支給 2 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 (例) 自動車通勤した場合 ・10km …… 6,820 円 ・15km …… 10,070 円 ・20km …… 13,310 円	異なる	国は、55,000円を限度に全額支給 国は、使用距離に応じて2,000円～31,600円	千円 2,038,060	円 91,241
単身赴任	異動等に伴って住居を移転し、やむを得	同じ	—	千円	円

手当	<p>配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員に支給</p> <p>1 基礎額 30,000 円</p> <p>2 加算額 8,000 円～70,000 円</p> <p>※交通距離に応じて加算</p>			35,216	475,892
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会の指定する職に在職する職員に支給</p> <p>・給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定められた定額</p> <p>42,100 円～128,900 円</p>	一部異なる	国は、 46,300 円 ～ 139,300 円	千円 1,391,463	円 693,305
初任給調整手当	<p>採用による欠員の補充が困難と認められる職員に支給</p> <p>1 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師 採用からの経験年数に応じ 49,100 円～308,600 円</p> <p>2 行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表（二）の適用を受ける獣医師 採用からの経験年数に応じ 1,000 円～30,000 円</p>	同じ	—	千円 77,599	円 994,859
特勤手当	<p>生活に著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給</p> <p>・（給料月額＋扶養手当月額） ×支給割合（4～8%）</p>	同じ	—	千円 7,846	円 103,237
特勤手当に準ずる手当	<p>特勤公署等に異動した職員等のうち異動に伴って住居を移転した者に異動から3～6年間支給</p> <p>・（異動時等の給料月額＋扶養手当月額） ×支給割合（2～5%）</p>			千円 3,204	円 91,541
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌午前5時まで）に勤務した職員に支給</p> <p>・勤務1時間当たり給与額×25% ×勤務時間数</p>	同じ	—	千円 198,933	円 136,912
休日勤務手当	<p>休日及び年末年始の休日に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</p>	同じ	—	千円 691,913	円 717,752

	・勤務1時間当たり給与額 ×135～150%×勤務時間数				
宿日直手当	宿日直を命じられた職員が勤務した場合に支給	一部異なる		千円 685,986	円 346,983
	1 一般の宿日直勤務 5,500円		国は、 4,200円		
	2 特殊業務の宿日直 (1) 教育機関施設等の生活指導 6,100円		国は、 5,900円		
	(2) 警察の当直勤務 7,200円 (3) 医師・歯科医師の当直勤務 21,000円				
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他公務運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ・週休日等 勤務1回につき2,600円～18,000円 ・平日深夜 勤務1回につき1,300円～6,000円	一部異なる	・国は、 6,000円 ～ 12,000円	千円 38,152	円 48,913
農林漁業 普及指導 手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支給 ・給料の月額×7%			千円 33,693	円 309,110
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給	一部異なる	・国では、本県の1～3級地が4級地となり、手当額は17,800円、10,200円、7,360円のいずれかを支給 ・国は、支給地域	千円 51,445	円 31,293
	1 世帯主である職員（支給地域内に居住） (1) 扶養親族のある職員 1級地 17,800円 2級地 11,860円 3級地 8,900円 (2) その他の世帯主である職員 1級地 10,200円 2級地 6,800円 3級地 5,100円 2 その他の職員 1級地 7,360円 2級地 4,900円 3級地 3,680円				

			内への居住を支給要件としていない。 ・支給地域が一部異なる。		
災害派遣手当	他の地方公共団体等から災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に支給 ・宿泊施設、滞在期間に応じて 3,970円～6,620円			千円 —	円 —
武力攻撃災害等派遣手当	他の地方公共団体等から国民保護の措置を実施するため派遣された職員に支給 ・宿泊施設、滞在期間に応じて 3,970円～6,620円			千円 —	円 —
任期付研究員業績手当	特に顕著な研究業績をあげた任期付研究員に支給 ・給料月額に相当する額			千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特に顕著な業績をあげた特定任期付職員に支給 ・給料月額に相当する額			千円 —	円 —
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給 ・（給料の月額+扶養手当月額） ×支給割合（4～12%）			千円 47,452	円 207,214
へき地手当に準ずる手当	へき地学校等に異動した職員のうち異動に伴って住居を移転したものに異動から3～6年間支給 ・（給料の月額+扶養手当月額） ×支給割合（2～4%）			千円 2,380	円 91,541
定時制通信教育手当	定時制課程又は通信教育を行う高等学校の教職員に支給 ・給料の月額×支給割合（6～9%、管理職4～7%）			千円 92,135	円 345,075
産業教育手当	農業、水産及び工業に関する課程を置く高等学校で実習を伴う科目を担当する教職員に支給 ・給料の月額×9%			千円 180,496	円 394,958

	(定時制通信教育手当受給者5%)				
義務教育 等教員特 別手当	義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・職務の級及び号給別に定められた額 (8,100円を限度)			千円 914,828	円 63,508

5 会計年度任用職員の給与の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等	令和4年度決算額
給料	・常勤職員と同一の給料表(行政職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表)の1級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 78,123
期末手当	(令和4年度支給割合)2.40月分 (令和5年度支給割合)2.40月分	千円 15,639
その他手当	・地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当について、常勤職員に準じて支給	千円 6,045

(注) 「給与の状況」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員(一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員)の状況である。

6 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等
給 料	知 事 1,310,000 円 副 知 事 1,060,000 円
報 酬	議 長 980,000 円 副 議 長 920,000 円 議 員 830,000 円
期 末 手 当	知 事 (令和4年度支給割合) 3.30 月分 副 知 事 (令和4年度支給割合) 3.30 月分 議 長 副 議 長 議 員
退 職 手 当	知 事 (算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 副 知 事 給料月額×57/100×在職月数 35,842 千円 任期毎 給料月額×43/100×在職月数 21,878 千円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

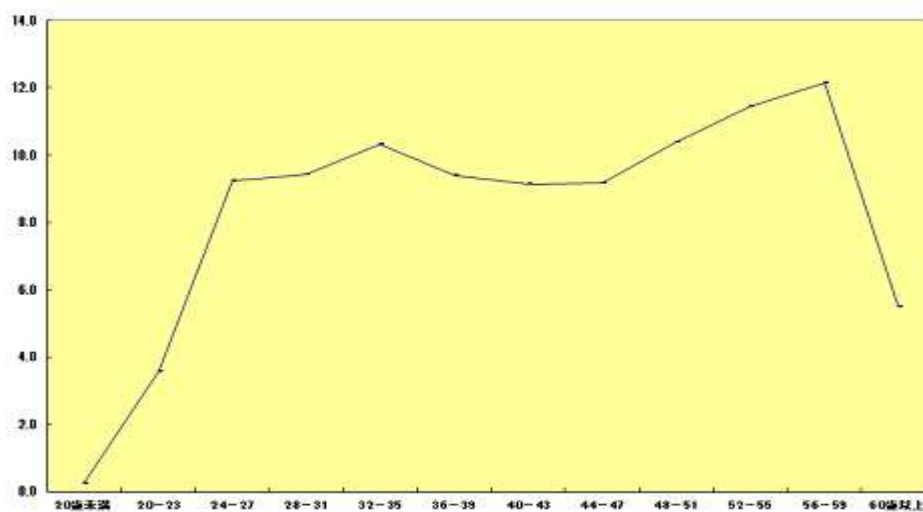
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	34	34	0	
		総務企	650	693	43	兼務による欠員解消 ※、組織再編
		税務	271	280	9	兼務による欠員解消 ※
		民生	433	461	28	兼務による欠員解消 ※、組織再編
		衛生	729	606	▲123	新型コロナウイルス関連体制縮小
		労働	87	87	0	
		農林水産	901	942	41	兼務による欠員解消 ※、組織再編
		商工	201	198	▲3	組織再編
	土木	661	688	27	兼務による欠員解消 ※、組織再編	
		計	3,967	3,989	22	(参考：人口10万人当たり職員数206.6人)
	教育部門	16,127	16,142	15	小学校における学級増加	
	警察部門	3,922	3,906	▲16	組織再編	
	小 計	24,016	24,037	21	(参考：人口10万人当たり職員数1,244.81人)	
公 営 企 業 会 計 部 門 等	病 院 水 道 下 水 道 其 他	病院	1,237	1,247	10	欠員補充（看護師）
		水道	50	50	0	
		下水道	51	49	▲2	組織再編
	その他	234	238	4	組織再編	
	小 計	1,572	1,584	12		
合 計			25,588	25,621	33	(参考：人口10万人当たり職員数1,326.84人)
			[26,431]	[25,679]	[▲441]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 主な増減理由のうち、※が付くものは新型コロナウイルス感染症対応に関するものである。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

構成比



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	61人	917人	2,362人	2,417人	2,647人	2,410人	2,342人	2,349人	2,663人	2,933人	3,114人	1,406人	25,621人

(3) 職員数の推移

部門	区分	30年	31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		3,922	3,907	3,886	3,945	3,967	3,989	67人(1.7%)
教育		14,971	14,794	14,730	16,373	16,127	16,142	1,171人(7.8%)
警察		3,928	3,928	3,919	3,922	3,922	3,906	▲22人(▲0.6%)
普通会計計		22,821	22,629	22,535	24,240	24,016	24,037	1,216人(5.3%)
公営企業等会計計		1,564	1,576	1,592	1,566	1,572	1,584	20人(1.3%)
総合計		24,385	24,205	24,127	25,806	25,588	25,621	1,236人(5.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 会計年度任用職員数

部 門 \ 区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
普通会計	36	40	49	37
公営企業等会計	141	137	138	137
総合計	17	177	187	174

(注) 1 「職員数」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）数である。

2 令和5年4月1日時点の普通会計の内訳は、一般行政「25人」、教育「0人」、警察「12人」である。

3 令和5年4月1日時点の公営企業等会計の内訳は、企業局事業「0人」、病院事業「137人」である。

8 公営企業職員の状況

(1) 企業局事業

①職員給与費の状況

決算

区 分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占め る職員給与費 比率(B)/(A)	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	6,429,649	3,373,274	1,287,916	20.0	19.6
工業用水道事業	1,741,096	169,721	202,219	11.6	11.6
水道事業	3,677,702	1,081,720	400,335	10.9	11.3
団地造成事業	1,254,549	275,678	122,148	9.7	3.9
施設管理事業	588,166	243,489	63,822	10.9	7.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 184,114千円を含まない。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考) 都道府県平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和4年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	158	627,841	143,665	259,725	1,031,231	6,527	6,611
工業用水道事業	28	104,748	20,463	41,631	166,842	5,959	6,358
水道事業	53	206,685	39,723	83,607	330,015	6,227	6,760
団地造成事業	30	119,006	24,028	50,107	193,141	6,438	6,625
施設管理事業	8	34,348	8,907	13,739	56,994	7,124	6,904

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の数値である。

3 都道府県平均一人当たり給与費は、令和3年度地方公営企業決算状況調査による。

4 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業			
群馬県	43.0 歳	367,084 円	543,484 円
都道府県平均	45.0 歳	354,032 円	550,346 円
工業用水道事業			
群馬県	44.5 歳	372,050 円	536,364 円
都道府県平均	44.5 歳	347,296 円	528,656 円
水道事業			
群馬県	43.6 歳	351,725 円	546,388 円
都道府県平均	44.1 歳	357,391 円	563,334 円
団地造成事業			
群馬県	44.4 歳	375,006 円	566,645 円
道府県平均	44.9 歳	362,986 円	552,766 円
施設管理事業			
群馬県	40.0 歳	353,143 円	507,515 円
都道府県平均	42.0 歳	367,511 円	575,341 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 都道府県平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査による。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

群馬県		都道府県平均	
一人当たり平均支給額（令和4年度）		一人当たり平均支給額（令和3年度）	
	千円		千円
電気事業	1,599	電気事業	1,514
工業用水道事業	1,594	工業用水道事業	1,471
水道事業	1,591	水道事業	1,567
団地造成事業	1,661	団地造成事業	1,564
施設管理事業	1,534	施設管理事業	1,349
(令和4年度支給割合)		/	
期末手当	勤勉手当		
2.40 月分 (1.35)	2.00 月分 (0.95)		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算		5～20%	

管理監督者加算	20%
---------	-----

(注) 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

群馬県			都道府県平均	
一人当たり平均支給額（令和4年度）			一人当たり平均支給額（令和3年度）	
	自己都合 千円	勸奨・定年 千円	千円	
電気事業	1,001	22,243	電気事業	8,298
工業用水道事業	0	0	工業用水道事業	6,629
水道事業	0	22,499	水道事業	14,687
団地造成事業	0	21,943	団地造成事業	6,566
施設管理事業	0	0	施設管理事業	13,713
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	/	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額（本県）は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）				千円
電気事業				16,958
工業用水道事業				2,315
水道事業				5,554
団地造成事業				3,501
施設管理事業				598
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）				円
電気事業				108,699
工業用水道事業				105,209
水道事業				106,798
団地造成事業				112,930
施設管理事業				99,525
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
東京都特別区	20 %	1 人	20 %	
大阪府大阪市	16 %	0 人	16 %	
上記以外の県外市町村	0 %	0 人	0 %	
県内全市町村	2.5 %	267 人	2.5 %	

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		千円
電気事業		4,496
工業用水道事業		687
水道事業		1,261
団地造成事業		13
施設管理事業		4
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		円
電気事業		35,398
工業用水道事業		32,695
水道事業		28,650
団地造成事業		747
施設管理事業		760
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		%
電気事業		80.4
工業用水道事業		84.0
水道事業		80.0
団地造成事業		54.8
施設管理事業		66.7
手当の種類（手当数）		5
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
・電気事業		
発電施設管理業務手当	発電施設等の巡視及び点検作業等に従事する発電事務所又は管理総合事務所職員	（日額）230円又は460円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する発電事務所又は管理総合事務所職員	（勤務1回） 1,100円又は730円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する発電事務所又は管理総合事務所職員	（日額）230円～800円
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する発電事務所職員	（日額）430円～900円
・工業用水道事業		
水道施設管理業務手当	工業用水道施設等の巡視及び点検作業等に従事する工業用水道事務所職員	（日額）460円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する工業用水道事務所職員	（勤務1回） 1,100円又は730円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する工業用水道事務所職員	（日額）230円～800円
・水道事業		
水道施設管理業務手当	水道施設等の巡視及び点検作業等に従事する水道事務所又は水質検査センター職員	（日額）460円

夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する水道事務所職員	(勤務1回) 1,100円又は730円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する水道事務所職員	(日額) 230円～800円
有害物取扱業務手当	有害物を扱う試験、研究、分析等に従事する水質検査センター職員	(日額) 230円
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する水道事務所職員	(日額) 430円～900円
・ 団地造成事業		
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(日額) 430円～900円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する職員	(日額) 230円～800円
・ 施設管理事業		
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(日額) 430円～900円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する職員	(日額) 230円～800円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	千円
電気事業	41,381
工業用水道事業	5,319
水道事業	13,629
団地造成事業	6,731
施設管理事業	2,336
職員一人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	千円
電気事業	262
工業用水道事業	213
水道事業	248
団地造成事業	218
施設管理事業	39
支給実績 (令和3年度決算)	千円
電気事業	42,901
工業用水道事業	4,049
水道事業	12,293
団地造成事業	7,308
施設管理事業	2,009
職員一人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	千円
電気事業	340
工業用水道事業	176
水道事業	279
団地造成事業	292
施設管理事業	335

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 一人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 3,500～6,500円 2 子 10,000円 3 その他の扶養親族 3,500～6,500円 4 特定年齢にある子 一人5,000円加算 ※「1及び3」は、行政職給料表 9級適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 電気事業 17,821 工業用水道事業 2,931 水道事業 5,268 団地造成事業 4,943 施設管理事業 1,776	円 231,429 325,667 246,095 247,130 355,200
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 （上限28,000円） ※家賃16,000円を超える場合に限る。	同じ	—	千円 電気事業 9,164 工業用水道事業 1,530 水道事業 2,075 団地造成事業 2,292 施設管理事業 0	円 277,697 382,400 230,467 327,338 0
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 1 交通機関を利用する場合 運賃等相当額を全額支給 2 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 (例) 自動車通勤した場合 ・10km …… 6,820円 ・15km …… 10,070円	同じ	—	千円 電気事業 24,064 工業用水道事業 4,236 水道事業 5,264 団地造成事業 3,000	円 161,502 192,538 103,208 99,983

	・20km …… 13,310 円			施設管理事業 784	130,653
単身赴任 手当	異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員に支給 1 基礎額 30,000 円 2 加算額 8,000 円～70,000 円 ※交通距離に応じて加算	同じ	—	千円 電気事業 456 工業用水道事業 0 水道事業 0 団地造成事業 0 施設管理事業 0	円 456,000 0 0 0 0
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、企業管理者の指定する職に在職する職員に支給 ・給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定められた定額 42,100 円～128,900 円	同じ	—	千円 電気事業 19,250 工業用水道事業 2,996 水道事業 6,846 団地造成事業 3,841 施設管理事業 1,527	円 836,926 748,925 760,622 768,080 763,050
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌午前5時まで）に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たり給与額×25% ×勤務時間数	同じ	—	千円 電気事業 3,630 工業用水道事業 0 水道事業 0 団地造成事業 0 施設管理事業 0	円 109,972 0 0 0 0
宿日直手当	宿日直を命じられた職員が勤務した場合に支給 ・特殊業務の宿日直勤務 6,100 円	同じ	—	千円 電気事業 278 工業用水道事業	円 55,510

				0	0
				水道事業	
				0	0
				団地造成事業	
				0	0
				施設管理事業	
				0	0
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他公務運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ・週休日等 勤務1回につき 2,600円～18,000円 ・平日深夜 勤務1回につき 1,300円～6,000円	同じ	—	千円	円
				電気事業	
				67	7,444
				工業用水道事業	
				57	18,833
				水道事業	
				10	4,600
				団地造成事業	
				16	5,300
				施設管理事業	
				0	0
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 1 世帯主である職員（支給地域内に居住） (1) 扶養親族のある職員 1 級地 17,800円 2 級地 11,860円 3 級地 8,900円 (2) その他の世帯主である職員 1 級地 10,200円 2 級地 6,800円 3 級地 5,100円 2 その他の職員 1 級地 7,360円 2 級地 4,900円 3 級地 3,680円	同じ	—	千円	円
				電気事業	
				655	18,701
				工業用水道事業	
				0	0
				水道事業	
				0	0
				団地造成事業	
				0	0
				施設管理事業	
				0	0
特地勤務 手当	生活に著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・（給料月額＋扶養手当月額）×支給割合（4～8%）	同じ	—	千円	円
				電気事業	
				746	124,328
				工業用水道事業	
				0	0
				水道事業	

				0	0
				団地造成事業	
				0	0
				施設管理事業	
				0	0
特勤手当に準ずる手当	特勤公署等に異動した職員等のうち異動に伴って住居を移転した者に異動から3～6年間支給 ・（異動時等の給料月額＋扶養手当月額）×支給割合（2～5%）	同じ	—	千円	円
				電気事業	
				0	0
				工業用水道事業	
				0	0
				水道事業	
				0	0
				団地造成事業	
				0	0
				施設管理事業	
				0	0

④会計年度任用職員の給与の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料月額等	令和4年度決算額
給料	・常勤職員と同一の給料表（行政職給料表、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表）の1級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 0
期末手当	（令和4年度支給割合）2.40月分 （令和5年度支給割合）2.40月分	千円 0
その他手当	・地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当について、常勤職員に準じて支給	千円 0

（注） 「給与の状況」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）の状況である。

(2) 病院事業

①職員給与費の状況

決算

区 分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費 比率 (B)/(A)	(参考) 令和 3 年度 の総費用に占める 職員給与費比率
令和 4 年度	千円 31,704,194	千円 330,567	千円 13,406,105	% 42.3	% 43.1

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和 4 年度	人 1,226	千円 5,240,845	千円 2,036,339	千円 2,026,649	千円 9,303,833	千円 7,589	千円 7,341

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和 5 年 3 月 31 日現在の人数である。
 3 都道府県平均一人当たりの給与費は、令和 3 年度地方公営企業決算状況調査による。
 4 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
群馬県	41.9 歳	353,486 円	619,257 円
うち医師	46.5 歳	539,076 円	1,365,224 円
うち看護師	40.5 歳	326,062 円	522,078 円
うち事務職員	42.6 歳	345,176 円	539,976 円
都道府県平均	41.7 歳	333,252 円	606,742 円
うち医師	42.1 歳	587,141 円	1,463,664 円
うち看護師	40.0 歳	304,546 円	491,810 円
うち事務職員	44.1 歳	338,782 円	530,651 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 都道府県平均は、令和 3 年度地方公営企業決算状況調査による。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

群馬県	都道府県平均
一人当たり平均支給額（令和 4 年度） 1,653 千円	一人当たり平均支給額（令和 3 年度） 1,411 千円
(令和 4 年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

役職加算	5～20%
管理監督者加算	15～25%

(注) 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

群馬県			都道府県平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	/
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			一人当たり平均支給額（令和3年度）
一人当たり平均支給額			
1,440 千円		18,372 千円	6,729 千円

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額（本県）は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			252,134 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			214,400 円
支給対象地域・者	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	16 %	144 人	16 %
上記以外の者 （県内全域）	2.5 %	1,103 人	2.5 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給総額（令和4年度決算）		509,001 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		571,911 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		75.7 %
手当の種類（手当数）		6
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師緊急業務等手当	病院に勤務する 医師、歯科医師	休日等に行う緊急手術等 (1件) 1,000円～30,000円
夜間看護等手当	看護師、助産師	深夜に行われる看護業務 (勤務1回) 2,400円～7,000円
	医師、看護師等	救急患者に対処するための の自宅等での待機 (1回) 1,580円
	医師、看護師等	救急患者に対処するため 呼び出され勤務したとき (1回) 1,240円
	看護師等	医療観察法の規定による 外泊随行業務 (1回) 8,600円
夜間特殊業務手当	診療放射線技 師、臨床検査技	深夜に行われる検査等 (勤務1回) 730円

	師		
死体解剖補助作業手当	臨床検査技師	死体解剖補助	(1体) 2,700円
感染症特定業務手当	医師、歯科医師 看護師、薬剤師	新型コロナウイルス感染症患者又は感染の疑いのある者に対応する業務等	(日額) 3,000～8,000円
救急医療業務手当	心臓血管センターに勤務する看護職員	看護業務	(月額) 3,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	544,398千円
職員一人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	495千円
支給実績(令和3年度決算)	606,098千円
職員一人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	519千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 3,500～6,500円 2 子 10,000円 3 その他の扶養親族 3,500～6,500円 4 特定年齢にある子 一人5,000円加算 ※「1及び3」は、行政職給料表9級適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 115,488	円 273,022
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 (上限28,000円) ※家賃16,000円を超える場合に限る。	同じ	—	千円 93,695	円 326,464
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 1 交通機関を利用する場合 運賃等相当額を全額支給 2 交通用具を利用する場合	同じ	—	千円 98,996	円 96,960

	<p>使用距離に応じて支給</p> <p>(例) 自動車通勤した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10km …… 6,820 円 ・ 15km …… 10,070 円 ・ 20km …… 13,310 円 				
単身赴任 手当	<p>異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員に支給</p> <p>1 基礎額 30,000 円</p> <p>2 加算額 8,000 円～70,000 円</p> <p>※交通距離に応じて加算</p>	同じ	—	千円 1,902	円 475,500
管理職手 当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、知事の指定する職に在職する職員に支給</p> <p>・ 給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定められた定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務 50,600 円～128,900 円 ・ 医師 62,700 円～138,700 円 ・ 看護師 54,000 円～ 71,900 円 	同じ	—	千円 65,346	円 848,649
初任給調 整手当	<p>採用による欠員の補充が困難と認められる職員に支給</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師</p> <p>・ 大学卒業日及び採用日に応じ 49,100 円～373,600 円</p>	異なる	・ 16年目以降の手当額・支給期間・役職別加算	千円 525,239	円 3,751,709
夜間勤務 手当	<p>正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌午前5時まで)に勤務した職員に支給</p> <p>・ 勤務1時間当たり給与額×25% ×勤務時間数</p>	同じ	—	千円 98,509	円 168,680
宿日直手 当	<p>宿日直を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>1 一般の宿日直 5,500 円</p> <p>2 特殊業務の宿日直 医師・歯科医師の当直勤務 21,000 円 看護師・臨床検査技師、診療放射線技師 6,100 円</p>	同じ	—	千円 69,773	円 606,719
管理職員	管理職手当の支給される職員が臨時又は	同じ	—	千円	円

特別勤務 手当	緊急その他公務運営の必要により週休日 等に勤務した場合に支給 ・ 週休日等 勤務1回につき 2,600円～18,000円 ・ 平日深夜 勤務1回につき 1,300円～6,000円			6,786	165,532
------------	--	--	--	-------	---------

④会計年度任用職員の給与の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等	令和4年度決算額
給料	・ 常勤職員と同一の給料表（行政職給料表、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表）の1級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 439,176
期末手当	（令和4年度支給割合）2.40月分 （令和5年度支給割合）2.40月分	千円 77,373
その他手当	・ 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当について、常勤職員に準じて支給	千円 91,488

（注） 「給与の状況」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）の状況である。

第4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間（令和5年4月1日現在）

- (1) 勤務時間 8：30～12：00 13：00～17：15
 (2) 休憩時間 12：00～13：00

なお、職務の特殊性又は職場の特殊の必要により、特別の形態で勤務する職員もいる。

2 休暇制度（令和5年4月1日現在）

区 分	概 要
年次有給休暇	一の年度において20日
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、必要と認められる期間
特別休暇	<p>下記のとおり、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる最小限度の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 イ 証人等として官公署へ出頭する場合 ウ 骨髄移植のための骨髄液の提供等を行う場合 エ 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合 オ 結婚する場合 カ 不妊治療を受ける場合 キ 8週間以内に出産予定の女子職員が申し出た場合 ク 女子職員が出産した場合 ケ 女子職員が生後1年4月に達しない生児の授乳等を行う場合 コ 女子職員が生理のため勤務することが困難な場合 サ 女子職員が妊娠障害のため勤務することが困難な場合 シ 妊娠中・出産後1年以内の女子職員が健康診査等を受ける場合 ス 妊娠中の女子職員の通勤が母体の健康維持に支障を与える場合 セ 男子職員が生後1年4月に達しない生児の保育を行う場合 ソ 職員の妻が出産する場合 タ 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき チ 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子又は父母の看護を行う場合 ツ 負傷・疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をする場合 テ 親族が死亡した場合 ト 父母の追悼のための特別な行事を行う場合 ナ 夏季における心身の健康維持・増進等を図る場合 ニ 心身のリフレッシュを図る場合 ヌ 災害により現住居が滅失・損壊した場合 ネ 災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合

	ノ 災害時の退勤途上における危険を回避する場合
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、180日以内の日数
子育て部分休暇	小学校1年生から3年生までの子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、1日を通じて2時間を超えない範囲内
介護時間	配偶者等の介護のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する3年の期間内において、1日を通じて2時間を超えない範囲内

会計年度任用職員の休暇制度

区 分	概 要
年次有給休暇	一の年度において20日以内の日数
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、10日以内の日数
その他の休暇	<p>下記のとおり、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる最小限度の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 イ 証人等として官公署へ出頭する場合 ウ 骨髄移植のための骨髄液の提供等を行う場合 エ 結婚する場合 オ 6週間以内に出産予定の女子職員が申し出た場合 カ 女子職員が出産した場合 キ 生後1年に達しない生児の授乳等を行う場合 ク 女子職員が生理のため勤務することが困難な場合 ケ 女子職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ない場合 コ 妊娠中・出産後1年以内の女子職員が健康診査等を受ける場合 サ 妊娠中の女子職員が通勤により母体の健康維持に支障がある場合 シ 小学校就学の始期に達するまでの子の看護を行う場合 ス 負傷・疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をする場合 セ 親族が死亡した場合 ソ 夏季における心身の健康維持・増進等を図る場合 タ 災害により現住居が滅失・損壊した場合 チ 災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合 ツ 災害時の退勤途上における危険を回避する場合 テ 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、93日以内の日数 ト 配偶者等の介護のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する3年の期間内において、1日を通じて2時間を超えない範囲内 ナ 不妊治療を受ける場合 ニ 職員の妻が出産する場合 ヌ 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期

	に達するまでの子を養育するとき
--	-----------------

(注) 「会計年度任用職員」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）をいう。

第5 職員の休業に関する状況

1 育児休業等の状況

(1) 概要

①育児休業

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地公育休法」という。）第2条の規定に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで休業をすることができる制度。

会計年度任用職員の場合は、子が原則として1歳に達する日まで休業することができる制度。

②部分休業

地公育休法第19条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、養育を理由に勤務しないことができる制度。

会計年度任用職員の場合は、3歳に達する日までの子を養育するため勤務しないことができる制度。

③育児短時間勤務

地公育休法第10条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、1週間当たりの通常の勤務時間よりも短い勤務時間で勤務することができる制度。

会計年度任用職員は、対象外である。

(2) 令和4年度取得者数

区 分	育児休業		部分休業		育児短時間勤務	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
知事部局等	65	43	6	33	1	8
	3	41	2	66	0	7
企 業 局	1	2	1	2	0	0
	0	0	0	2	0	0
病 院 局	14	44	0	34	0	0
	1	68	0	31	0	1
教育委員会	33	328	10	105	1	11
	2	305	0	23	0	7
警 察	14	24	1	42	0	0
	4	69	0	47	0	0
合 計	127	441	18	216	2	19
	10	483	2	169	0	15

(注) 上段は令和4年度に新たに取得した者、下段は令和3年度以前から引き続き取得している者の人数。

2 その他の休業等の状況

(1) 概要

①自己啓発等休業

地方公務員法第26条の5の規定により、大学等課程の履修又は国際貢献活動への参加をする場合、3年（大学等課程の履修の場合は原則2年で必要な場合は、3年）を超えない範囲内において休業することを可能とする制度。

②配偶者同行休業

地方公務員法第26条の6第1項の規定により、外国での勤務等を行う配偶者と生活を共にする場合、3年を超えない範囲内において休業することを可能とする制度。

③修学部分休業

地方公務員法第26条の2の規定により、大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを可能とする制度。

④高齢者部分休業

地方公務員法第26条の3の規定により、条例で定める年齢に達した日以後の日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを可能とする制度。

⑤大学院修学休業

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定により、公立学校の教諭が大学の大学院の課程等に在学してその課程を履修する場合、3年を超えない範囲内において休業することを可能とする制度。

（注） ①から⑤の休業制度について、会計年度任用職員は対象外である。

(2) 令和4年度取得者数

区 分	自己啓発休業		配偶者同行休業		修学部分休業		高齢者部分休業		大学院修学休業	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
知事部局等	0	0	1	0	0	0	0	0	-	-
企 業 局	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
病 院 局	1	1	0	0	0	0	0	0	-	-
教育委員会	3	1	3	1	0	0	0	0	-	-
警 察	0	0	0	0	0	1	0	0	-	-
合 計	4	2	4	1	0	1	0	0	0	0

（注） 継続は、令和3年度以前から引き続き取得している者の人数。

第6 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数（令和4年度）

区 分	免職	休職	降任	降給	合計
知事部局等	0	163	0	0	163
企 業 局	0	3	0	0	3
病 院 局	0	40	0	0	40
教育委員会	0	359	0	0	359
警 察	0	107	0	0	107
合 計	0	672	0	0	672

（注） 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保から、病気で勤務に耐えられない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定により、休職等の処分をするものである。

2 懲戒処分者数（令和4年度）

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
知事部局等	3	0	7	8	18
企 業 局	0	0	0	0	0
病 院 局	0	0	0	0	0
教育委員会	3	3	2	2	10
警 察	1	1	4	1	7
合 計	7	4	13	11	35

（注） 懲戒処分とは、職員の職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定により、戒告、減給、停職又は免職の処分をするものである。

第7 職員のサービスの状況

1 職務専念義務

職員は、職務上の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならないものであり、また、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、群馬県が責任を有する職務にのみ従事しなければならない。

ただし、任命権者の行う研修に参加する場合や任命権者の行う健康診断等に参加する場合などについては、これを一部免除している。

2 営利企業等の従事制限

(1) 制度の概要

職員は、営利を目的とする私企業の役員となり、自ら営利を目的とする私企業を経営し、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならないとされている。

ただし、大学等の教育機関において講師を行う場合などについては、例外的な営利事業等の従事として認めている。

(2) 営利企業等への従事許可件数（令和4年度）

区 分	許可件数
知事部局等	260
企 業 局	3
病 院 局	465
教育委員会	501
警 察	1
合 計	1,230

第8 職員の退職管理の状況

所属長以上で退職し、離職後2年以内に再就職した者は、再就職に係る情報を離職時の任命権者に届け出なければならないとされている（群馬県職員の退職管理に関する条例（平成28年群馬県条例第20号）第3条）。令和5年4月1日から同年7月1日までの間になされた届出の状況は、次のとおりである。

区 分	再就職先の種別ごとの届出件数						合 計
	群馬県	他の地方公 共 団 体 等	地方独立 行政法人	地方三公社	非営利法人	営利法人	
知事部局等					3	2	5
企 業 局						1	1
病 院 局					1		1
教育委員会	16				7	1	24
警 察					2	4	6
合 計	16				13	8	37

第9 職員の研修の状況（令和5年度）

区 分	令和5年度職員研修の概要	令和4年度実績	
		実施日数	受講者数
知事部局等 企業局 病院局 教育委員会 (教職員を除く。)	<p>様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できる「行政のプロ」となる人材の育成や職員一人ひとりの能力を十分に引き出し組織力の強化を目指した研修を実施する。また、OJTによる組織的な人材育成の取組を支援するとともに、職員の学ぶ意欲や向上心を喚起するニーズに応じた研修機会を提供する。</p>		
	<p>①階層別研修 スリムな組織のもとで、職員一人ひとりが能力を十分発揮し、高度化、多様化する行政ニーズに組織として応えていくため、職位・職責に応じて必要な知識・能力を習得する研修を、10階層に区分して実施する。また、人事評価制度及び人材育成基本方針の浸透を図り、より効果的な人材育成を目指す。</p>	70.5日 (10研修)	1,504人
	<p>②人材育成・OJT支援研修 人事評価制度について職員の理解を深めるための研修や、各所属におけるOJTの取組の浸透・充実を図るための研修を実施する。また、女性職員の活躍推進に資する研修の充実を図るなど、きめ細やかな支援を行う。</p>	4.5日 (7研修)	584人
	<p>③業務改善・組織運営研修 組織として、仕事を効果的、効率的に行うための業務改善及び組織運営に関する研修を実施する。</p>	4.0日 (5研修)	92人
	<p>④政策形成研修 限られた財源の中で、多様化・高度化する行政課題に対し、政策を形成し解決していく能力を養う研修を実施する。</p>	4.0日 (4研修)	100人
	<p>⑤コミュニケーション研修 県民と意思疎通を図りながらニーズや課題を把握する能力、県民とともに政策を作り、実践していく上で必要となるコミュニケーション能力の向上を図る研修を実施する。また、緊急時等における聴覚障害者とのコミュニケーションを図るため手話研修を実施し、県民サービスの向上を図る。</p>	4.0日 (4研修)	85人
	<p>⑥能力向上研修 文書力、簿記等の基礎力を養成する研修を実施する。</p>	5.0日 (6研修)	296人
<p>⑦自己啓発支援</p>	-日	133人	

	<p>民間事業者が提供するeラーニングシステムや通信研修、講座等を活用し、自己啓発による能力開発を支援する。</p> <p>※行政の円滑な運営と、地域の課題を解決していくためには、県と市町村の職員が連携し互いに能力の向上を図っていく必要があるため、上記②から⑦までに掲げる研修の一部については市町村職員との合同研修を実施する。</p>	(3 研修)	
		合計 92 日 (39 研修)	合計 2,794 人
教育委員会 (教職員の み)	<p>群馬県教員育成指標を踏まえ、ライフステージや職種・職務に応じた教職員の資質向上を図るため、採用から退職までの各段階に応じた体系的・系統的な研修を実施する。</p> <p>①初任者・経験者研修：新規採用、2・3・4・5・6・12年目など、校種や経験年数に応じた研修を実施する。</p> <p>②職種・職務に応じた研修：新任管理職、新任主事・主任を対象とした研修、職種・職務に係る研修を実施する。</p> <p>③教科等の専門研修：教科等の専門的な知識や技能の向上を図るための研修を実施する。</p> <p>④教育研修員研修：県の教育課題等の解決に向けた研究や指導力の向上を図る研修を行う長期研修（1年間、21名）、民間企業等において、社会的識見を高め、教科の専門性を深める研修を行う長期社会体験研修（1年間、3名）、児童生徒の実態に応じた授業実践及び積極的な授業公開を通して、児童生徒の学力向上を図る特別研修（年間25日、43名）を実施する。</p>	171 日 36 日 122 日 長期研修 1 年間 社会体験 1 年間 特別研修 年間 25 日	1,638 人 915 人 1,183 人 15 人 2 人 42 人
警 察	<p>職員が、民主警察の本質と警察の責務を自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得するため、警察学校、職場等において、次のような教養を実施する。</p> <p>①採用時教養：新規採用職員に対し、職務に必要な基礎的な知識・技能を修得する教養を行う。</p> <p>②昇任時教養：昇任（予定）者に対し、その職務に必要な知識・技能を修得する教養を行う。</p> <p>③専門的教養：専門的な知識・技能を修得する教養を行う。</p>	8 回 7 回 42 回	197 人 197 人 640 人

第10 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされている（地方公務員法第42条）。

令和4年度の主な実施状況は、次のとおりである。

区分	主な項目	実施状況		
		知事部局 件数	教育委員会 件数	警察 件数
健康管理	定期健康診断	2,814人	2,286人	3,024人
	特殊業務健診	1,878人	101人	2,090人
	採用時健康診断	200人	132人	85人
	がん検診	1,761人	1,718人	4,347人
	婦人科検診	395人	555人	517人
	骨密度検診	159人	459人	—
	VDT健康診断	—	239人	88人
	C型肝炎ウイルス検診	—	—	92人
	B型肝炎予防対策	197人	33人	511人
	健康相談 (安全衛生管理体制運営)	10,639人	1,163人	2,761人
人間ドック	2,094人	11,499人	1,041人	
元気回復	球技大会	—	—	—
	文化・体育事業助成	11団体	1団体	1団体
	スポーツクラブ利用促進	1,296人	—	—
給付	保健給付	145,244件	395,545件	107,184件
	休業給付	1,203件	4,265件	532件
	災害給付	1件	0件	0件
	附加給付	1,100件	3,501件	626件
その他	職員住宅・独身寮	—	9棟45戸	115棟1,189戸
	財形貯蓄	4,812件	10,273件	633件
	生涯設計推進	190件	443件	584件
県福利厚生事業決算額		115,059千円	115,348千円	53,707千円
うち職員互助会への補助額		0千円	0千円	0千円

2 公務災害・通勤災害認定件数（令和4年度）

区 分	認 定 件 数		
	公務災害	通勤災害	合 計
知事部局等	25	7	32
企 業 局	1	0	1
病 院 局	24	0	24
教育委員会	167	6	173
警 察	52	4	56
合 計	269	17	286

第11 職員の競争試験及び選考の状況（令和4年度）

1 I類試験

試験区分	申込者数	受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)	備 考
行政事務A	人 390	人 329	人 190	人 91	倍 3.6	(行政事務B) ○公告日 3月4日
行政事務B	432	410	62	25	16.4	○第1次試験 4月5日～4月18日
森 林	12	10	10	6	1.7	(全国のSPI3テストセンター会場のうち、受験者が選択する会場)
農 業	43	36	29	12	3.0	
化 学	11	10	10	2	5.0	○第2次試験 5月16日～20日(県庁)
電 気	5	5	5	4	1.3	○合格発表日 6月10日
機 械	4	4	4	1	4.0	(行政事務B以外)
建 築	12	10	9	5	2.0	
総合土木	34	31	24	12	2.6	○公告日 4月22日
計	943	845	343	158	5.3	○第1次試験 6月19日(前女、前高) ○第2次試験 7月11日～21日(県庁) ○第3次試験 8月16日～19日(県庁) ○合格発表日 9月2日

2 II類試験

試験区分	申込者数	受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)	備 考
警察事務	人 198	人 166	人 18	人 10	倍 16.6	○公 告 日 4月22日
学校事務	331	280	27	14	20.0	○第1次試験 6月19日 (前高、総合交通センター)
計	529	446	45	24	18.6	○第2次試験 7月11日～27日(県庁) ○合格発表日 8月12日

3 III類試験

試験区分	申込者数	受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)	備 考
行政事務	人 114	人 103	人 16	人 9	倍 11.4	○公 告 日 7月1日
警察事務	31	28	9	4	7.0	○第1次試験 9月25日(前女)
学校事務	45	40	12	8	5.0	○第2次試験 10月21日～11月7日(県庁)
森 林	7	6	6	4	1.5	○合格発表日 11月18日
農 業	14	11	8	4	2.8	
畜 産	5	5	4	3	1.7	

電 気	7	6	5	2	3.0	
総合土木	22	19	10	8	2.4	
計	245	218	70	42	5.2	

4 社会人経験者試験

試験区分	申込者数	受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)	備 考
行政事務	人 310	人 226	人 69	人 23	倍 9.8	○公 告 日 7月1日 ○第1次試験 9月25日(前女、前高)
森 林	9	8	8	4	2.0	○第2次試験 10月22日~23日(県庁)
農 業	32	25	25	7	3.6	○第3次試験 11月19日~20日(県庁)
総合土木	10	8	8	4	2.0	○合格発表日 12月2日
計	361	267	110	38	7.0	

5 就職氷河期世代試験

試験区分	申込者数	受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)	備 考
行政事務	人 61	人 43	人 17	人 3	14.3	○公 告 日 7月1日 ○第1次試験 9月25日(前高)
計	61	43	17	3	14.3	○第2次試験 10月23日、11月14日(県庁) ○合格発表日 12月2日

6 警察官試験

試験区分	申込者数	受験者数(A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)	備 考
警察官A (男性)	人 226	人 153	人 116	人 42	倍 3.6	○公 告 日 3月1日 ○第1次試験 5月8日
警察官A (女性)	67	31	26	6	5.2	(総合交通センター、前商) ○第2次試験 6月2日~8日
警察官B 特別(男性)	178	125	106	20	6.3	(県庁、高崎アリーナ) ○第3次試験 7月7日~15日(県庁)
警察官B 特別(女性)	63	33	21	4	8.3	○合格発表日 8月12日
警察官A (男性)第2回	128	47	40	9	5.2	○公 告 日 7月1日 ○第1次試験 9月18日
警察官A (女性)第2回	40	15	12	1	15.0	(総合交通センター、前商) ○第2次試験 10月13日~18日
警察官B (男性)	264	133	106	22	6.0	(県庁、警察学校) ○第3次試験 11月7日~18日(県庁)

警察官B (女性)	105	58	49	11	5.3	○合格発表日 12月9日
計	1,071	595	476	115	5.2	

7 採用選考考査

試験区分	申込者数	受験者数 (A)	最終合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)	備 考
薬 剤 師	人 13	人 12	人 6	倍 2.0	○第1次考査 6月19日 (前高、総合交通センター) ○第2次考査 7月11日～26日(県庁) ○合格発表日 8月12日 (ただし獣医師のみ、第2次考査7月11日～12日、合格発表日8月5日)
病院薬剤師	0				
獣 医 師	9	7	6	1.2	
福 祉	22	20	6	3.3	
心 理	6	4	1	4.0	
職業訓練指導員	1	1	1	1.0	
病院薬剤師 (第2回)	3	3	2	1.5	○考査日 11月13日、14日(県庁) ○合格発表日 12月2日
獣 医 師 (第2回)	5	4	3	1.3	
心 理 (第2回)	6	4	1	4.0	
職業訓練指導員 (第2回)	2	2	2	1.0	
臨床検査技師	5	5	1	5.0	○第1次考査 9月25日(前高、前女) ○第2次考査 10月21日～11月8日 (県庁) ○合格発表日 11月18日
保 健 師	41	28	10	2.8	
保 健 師 (社会人経験者)	8	7	3	2.3	
保育士・児童指導員	4	3	2	1.5	
文化財保護主事	11	9	1	9.0	
臨床検査技師 (病院)	24	20	4	5.0	
臨床工学技師 (病院)	10	7	2	3.5	
理学療法士 (病院)	7	6	2	3.0	
歯科衛生士 (病院)	2	2	1	2.0	
建築士 (警察)	0				
情報処理技術者	0				

建築士（警察） （第2回）	1	0			
情報処理技術者 （第2回）	0				
障害者 （行政事務）	23	18	2	9.0	○第1次考査 9月18日（県庁） ○第2次考査 10月24日～31日（県庁） ○合格発表日 11月11日
障害者 （学校事務）	23	18	1	18.0	
障害者 （警察事務）	3	3	0		
選考考査計	229	183	57	3.2	

（注） 障害者（行政事務）と障害者（学校事務）は併願可能なため、申込者数、受験者数及び競争倍率は併願者分重複している。

第12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、県議会及び県知事に対し、令和4年10月14日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

- 3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ
 - ① 民間給与との較差（0.18%）、人事院勧告等を踏まえ若年層の給料月額を引上げ
 - ② 民間の支給割合に見合うようボーナスを引上げ（0.10月分）
引上げ分は勤勉手当に配分

1 職員の給与に関する報告及び勧告

(1) 民間給与との比較

企業規模 50人以上かつ事業所規模 50人以上の県内 845 事業所のうち 179 事業所を調査（完了率：90.4%）

① 月例給

職員と民間の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢階層を同じくする者同士を比較

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A）－（B）
370,958 円	370,302 円	656 円（0.18%）

(注) 1 民間給与（A）は、個々の職員に民間水準の給与額を支給するとした場合の額

2 職員給与（B）は、一般行政職員（平均年齢 43.5 歳、平均経験年数 21.6 年）の平均給与月額

3 「一般行政職員」とは、行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員（本年度の新規学卒の採用者を除く。）

② ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給割合と職員の年間の支給月数を比較

民間の年間支給割合（A）	職員の年間支給月数（B）	差（A）－（B）
4.40 月	4.30 月	0.10 月

(2) 令和4年の給与改定

① 月例給

民間給与との較差（0.18%）、人事院勧告等を踏まえ、給料表を引上げ改定

ア 行政職給料表

人事院勧告（行政職俸給表（一））に準じて改定

（平均改定率：全体 0.2% [1級 1.6%、2級 1.0%、3級 0.1%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]）

（改定例）I類（大学卒）の初任給 187,200 円 → 190,200 円（3,000 円引上げ）

イ その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本としつつ、本県の実情を踏まえて改定

② ボーナス

ア 改定内容

民間の支給割合に見合うよう引上げ（4.30月→4.40月）

民間の支給状況、人事院勧告等を踏まえ、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期	年間
令和4年度 期末手当	1.20月（支給済み）	1.20月（改定なし）	2.40月
勤勉手当	0.95月（支給済み）	1.05月（現行0.95月）	2.00月
5年度 期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月

イ 実施時期

①の月例給の改定は令和4年4月1日

②のボーナスの改定のうち、令和4年度の改定は令和4年12月1日、令和5年度以降の改定は令和5年4月1日

2 職員の勤務条件等に関する報告

(1) 意欲と能力のある人材の確保

人材獲得競争がし烈になる中、県職員採用試験等の受験者数は減少しており、意欲と能力のある人材確保のため、採用活動の強化及び採用試験の見直しは喫緊の課題

本委員会では、引き続き公務の魅力ややりがいの発信とともに、受験しやすい環境を整備していく

民間企業の採用活動の早期化、国における総合職春試験の実施時期の前倒し等を受け、能力実証の観点に留意しつつ、試験制度の見直しを積極的かつ柔軟に行っていくことが必要

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

能力・実績に基づく人事管理は、組織活力向上のために重要であり、更なる推進のため、公平性や納得性の高い制度の運用や管理監督職のマネジメント能力の向上が求められる

任命権者は、引き続き制度の趣旨を踏まえた効果的な研修の実施や評価の公平性・透明性の確保等の取組を行っていくことが必要

(3) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上、仕事と生活の両立支援、人材確保の観点から極めて重要な課題

時間外勤務については上限時間を設定し、上限を超える場合は許可制としているほか、学校現場では時間外在校等時間について上限を定めている

このため、管理監督職は、所属内の業務の平準化等を継続的に推進していくこと、任命権者は、柔軟な人員の配置や必要な人員の確保に努めることが必要。加えて、職員の健康確保に最大限の配慮を行うことを、本委員会としては引き続き求める

(4) 勤務環境の整備

① 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮、ワーク・ライフ・バランスの実現、公務能率の向上に資するもの

引き続き、制度の普及・啓発や利用状況の適切な把握に努め、必要に応じて制度の見直し等を行っていく

② 心の健康づくりの推進

長期の病気休暇の取得や休職をしている職員が一定数おり、職員の心の健康保持のため、今後もメンタルヘルス不調の未然防止に努めることが重要

新型コロナウイルス感染症等の困難業務により、心身への負担が大きくなる職員の増加が強く懸念されることから、管理監督職は、日頃から、職員の心身の状況等を適切に把握することが必要

③ 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援の推進は、優秀な人材の確保や職員のキャリア形成支援等の観点から重要な課題であり、利用しやすい勤務環境の整備を引き続き進めていくことが重要

特に、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得については、当該休暇・休業の意義を踏まえた上での計画的な取得及び更なる取得率向上に努めることが必要

④ ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力の発揮を妨げるとともに、職場の活力と機能の低下をもたらすものであることから、引き続きハラスメント防止対策を充実・強化し、有効に機能させることが必要

(5) 定年の引上げ

関係条例の改正等により、本県においても令和5年4月から職員の定年が段階的に65歳に引き上がる予定であるが、高齢層職員の能力及び経験の積極的な活用とともに、組織活力の維持を図ることが重要
本県の実情や国の状況、関係者の意見等を踏まえ、各種の準備を計画的に進めていくことが必要

第13 勤務条件に関する措置の要求の状況

1 新規申立状況

本年度新規に受理した案件は、1件である。

2 処理状況

区 分		事案数 (件)	請求人数 (人)
措置要求	R 3 年度末数	0	0
	申 立 数	1	3
	処 理 数	0	0
	R 4 年度末係属数	1	3

第14 不利益処分に関する審査請求の状況

1 新規申立状況

本年度新規に受理した案件は、1件である。

2 処理状況

区 分	事 案 数 (件)				請 求 人 数 (人)			
	行政職員	教職員	その他	計	行政職員	教職員	その他	計
R 3 年 度 末 数	0	0	0	0	0	0	0	0
申 立 数	0	1	0	1	0	1	0	1
処 理 数	0	0	0	0	0	0	0	0
R 4 年 度 末 係 属 数	0	1	0	1	0	1	0	1